

シリーズ国営ほ場整備 ⑪

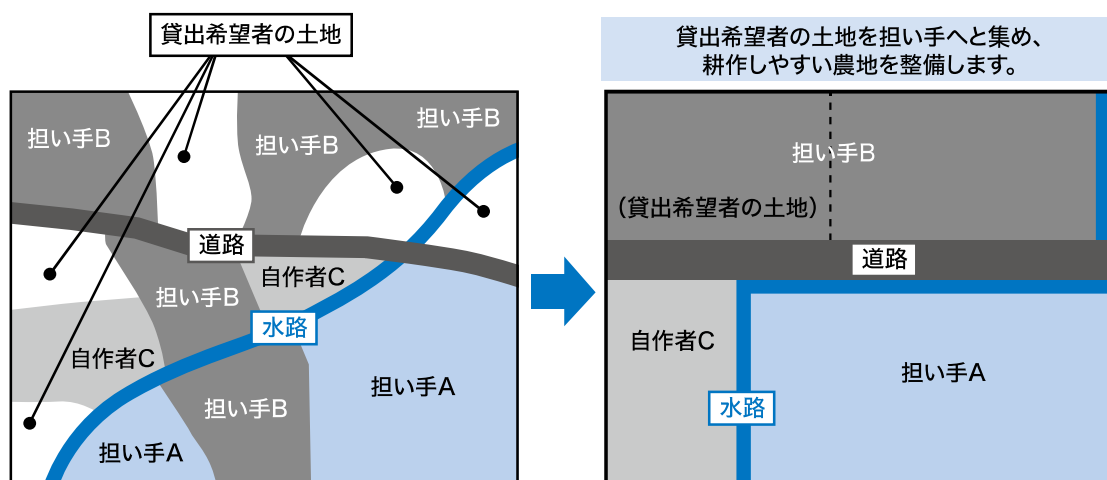
換地計画原案(担い手への集積)について

換地計画原案と担い手への集積計画の作成

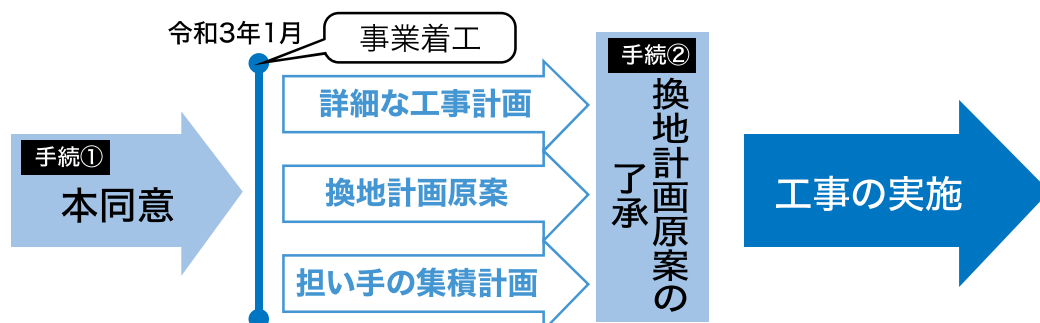
地権者のみなさまから本同意をいただいた後、国への事業申請を経て、令和3年1月の事業着工をめざしています。

事業着工後に各団地ごとに詳細な工事計画（道路、水路の配置や高さなど）や、換地計画の原案を作成し、併せて担い手の集積計画も作成します。担い手に農地を集積することで、地元負担率 1.9%見合いの促進費が交付される制度を利用して、実質地元負担金をゼロとすることをめざします。

具体的には、誰がどこで、何を、どのくらいの面積で耕作するのかといったことを、直接担い手から聞き取りを行いながら計画を作成し、確実に担い手への8割の集積が達成できる見通しを立てたうえで工事に取り掛かります。計画どおり工事が実施できれば、担い手への集積（実質地元負担金ゼロ）を達成できるものと考えています。



スケジュール（団地ごとに開始時期が異なります）



地権者のみなさまから今後の耕作予定があるか、農地を貸したい、手放したい、増やしたい、などの要望を聞き取り、整備後の土地の配置（換地計画原案）を作成します。その後、みなさまから承諾をいただき、各団地ごとに順次工事を実施していきます。

■問い合わせ 農地整備課 ☎880-6586